

茶共済損害評価関係書類様式目録

提出者	事 項	書 類 名	方 式	様 式 番 号	提 出 先	提 出		提 出 期 限						
						書類	電子データ							
組合員等	損害通知	速報	半 相 殺 災害収入	㊦例第2号 ㊦例第3号の2 〃 ㊦例第3号の3	組合等	○ ○ ○ ○ ○		災害発生の都度 〃 〃 組合等が定める日 〃						
	定期報告	半 相 殺 災害収入	㊦例第3号の1 ㊦例第3号の2											
特定組	現地評価等	損害評価野帳（速報）	半 相 殺	㊦例第2号										
		損害評価野帳（定期報告）	〃	㊦例第3号の1 災害収入 ㊦例第3号の3										
		園地調査野帳	〃	㊦例第3号の2										
		出荷数量調査野帳	〃	㊦例第3号の4										
		抜取調査野帳	半 相 殺	㊦例第4号										
		評価地区別単当修正量検討表	〃	㊦例第5号										
		損害評価取りまとめ表	〃	㊦例第6号の1 災害収入 ㊦例第6号の2										
		合以外	損害通知	速報					共 通	㊦例第1号の1	連合会、地方農政局統計部等 連合会（都道府県） ただし、8号の3のみ 農林水産省まで	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	災害発生の都度 連合会が定める期日
当初評価高報告書	半 相 殺			㊦例第7号の1 災害収入 ㊦例第7号の2										
同上添付書等	半 相 殺			㊦例第8号の1 〃 ㊦例第8号の2 〃 ㊦例第8号の3										
評価地区別単当修正量検討表	〃			㊦例第5号										
組	保険金請求			保険金請求書	共 通	㊦例第9号	連合会	○		共済金支払額を決定したとき				
				損害評価書	半 相 殺 災害収入	㊦例第10号の1の（1） ㊦例第10号の2 〃	連合会（都道府県、農林水産省） 〃	○ ○ ○						
合等	保険金仮渡し請求			保険金仮渡し請求書	半 相 殺	㊦例第17号	連合会	○		連合会が定める期日				
		仮損害評価書	〃	㊦例第18号の1	連合会（都道府県、農林水産省）	○								
	保険金追加請求	保険金追加請求書	〃	㊦例第19号	連合会	○	○	共済金支払額を決定したとき						
		損害評価書	〃	㊦例第10号の1の（1） 保険金仮渡し請求書（写） 仮損害評価書	連合会 連合会（都道府県、農林水産省） 連合会（都道府県、農林水産省）	○ ○ ○								
連合	現地評価等	抜取調査野帳	災害収入	㊦例第3号の5										
		出荷数量抜取調査野帳	〃	㊦例第3号の6										
	損害通知	速報	共 通	㊦例第11号	都道府県、地方農政局統計部等、 農林水産省 都道府県、農林水産省 ただし、13号の1の（1）、 14号の1のみ地域センター等にも提出	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	災害発生の都度 11月末日						
		当初評価高報告書	半 相 殺	㊦例第12号の1の（1） 災害収入 ㊦例第12号の2の（1） ㊦例第13号の1の（1） ㊦例第13号の2の（1） 共 通 ㊦例第14号の1 ㊦例第14号の2 災害収入 〃 〃 ㊦例第23号の1 〃 ㊦例第23号の2 〃 ㊦例第23号の3 〃 ㊦例第23号の4 〃 ㊦例第23号の5 （3号）										
		同上添付書等	半 相 殺											
			半 相 殺											
			〃											
			共 通											
			半 相 殺											
			災害収入											
			〃											
			〃											
		〃												
	合	通常災害の場合	損害評価書	半 相 殺	㊦例第16号の1の（1） 災害収入 ㊦例第16号の2の（1）	都道府県、農林水産省 〃	○ ○	○ ○	保険金支払額を決定したとき					
				災害収入										
異常災害の場合（再保険金請求）		再保険金請求書	共 通	㊦例第15号の1	都道府県、農林水産省3部	○ ○ ○	○ ○ ○	保険金支払額を決定したとき						
		損害評価書	半 相 殺 災害収入	㊦例第16号の1の（1） ㊦例第16号の2の（1）										
再保険金概算払請求		再保険金概算払請求書	半 相 殺	㊦例第20号の1	都道府県、農林水産省3部	○	農林水産省と協議の上定めた期日							
		仮損害評価書	〃	㊦例第21号の1	〃	○								
		組合等仮損害評価書	〃	㊦例第18号の1	都道府県、農林水産省	○								
会		再保険金追加請求	再保険金追加請求書	〃	㊦例第22号の1	都道府県、農林水産省3部	○	○ ○ ○ ○ ○	保険金支払額を決定したとき					
	損害評価書		〃	㊦例第16号の1の（1）	〃									
	組合等損害評価書		〃	㊦例第10号の1の（1）	都道府県、農林水産省									
	再保険金概算払請求書（写）		〃	㊦例第20号の1	都道府県、農林水産省3部									
	仮損害評価書（写）		〃	㊦例第21号の1	〃									
保険金仮渡し結果の報告	保険金仮渡し結果の報告書				都道府県、農林水産省	○		保険金の仮渡しを行ったとき						

提出者	事 項	書 類 名	方 式	様 式 番 号	提 出 先	提 出		提 出 期 限
						書類	電子データ	
特 定 組 合	現地評価等	損害評価野帳（速報）	半 相 殺	㊦例第2号				
		損害評価野帳（定期報告）	〃	㊦例第3号の1				
		園地調査野帳	〃	㊦例第3号の3				
		出荷数量調査野帳	〃	㊦例第3号の2				
		抜取調査野帳	〃	㊦例第3号の4				
		評価地区別単当修正量検討表	半 相 殺	㊦例第4号				
		損害評価取りまとめ表	〃	㊦例第5号				
	損害通知	速報	〃	㊦例第6号の1	都道府県、地方農政局統計部等、 農林水産省	〇		災害発生の都度
		当初評価高報告書	災害収入	㊦例第6号の2				
		同上添付書等	半 相 殺	㊦第1号の2				
			〃	㊦第12号の1の(2)				
			〃	㊦第12号の2の(2)				
			〃	㊦第13号の1の(2)				
			〃	㊦第13号の2の(2)				
			〃	㊦第8号の1				
			〃	㊦例第8号の2				
			〃	㊦第8号の3				
		特定組合抜取調査成績検討経過 表	災害収入	㊦第23号の2				
			〃	㊦第23号の3				
			〃	㊦第23号の4				
			〃	㊦第23号の5				
			〃	(4号)				
		評価地区別単当修正量検討表	半 相 殺	㊦例第5号	都道府県	〇		11月末日
合	通常災害の場合	損害評価書	半 相 殺	㊦第16号の1の(2)	都道府県、農林水産省	〇	〇	共済金支払額を 決定したとき
		損害評価書添付書	〃	㊦第10号の1の(2)	農林水産省		〇	
		損害評価書	災害収入	㊦第16号の2の(2)	都道府県、農林水産省	〇	〇	
	異常災害の場合（保険金請求）	保険金請求書	共 通	㊦第15号の2	都道府県、農林水産省3部	〇	〇	保険金支払額 を決定したとき
		損害評価書	半 相 殺	㊦第16号の1の(2)	〃	〇	〇	
		損害評価書添付書	〃	㊦第10号の1の(2)	農林水産省		〇	
		損害評価書	災害収入	㊦第16号の2の(2)	都道府県、農林水産省3部	〇	〇	
	保険金概算払請求	保険金概算払請求書	半 相 殺	㊦第20号の2	都道府県、農林水産省3部	〇		農林水産省と 協議の上定め た期日
		仮損害評価書	〃	㊦第21号の2	〃	〇		
		仮損害評価書添付書	〃	㊦第18号の2	都道府県、農林水産省	〇		
	保険金追加請求	保険金追加請求書	〃	㊦第22号の2	都道府県、農林水産省3部	〇		保険金支払額 を決定したとき
		損害評価書	〃	㊦第16号の1の(2)	〃	〇	〇	
		損害評価書添付書	〃	㊦第10号の1の(2)	農林水産省		〇	
		保険金概算払請求書（写）	〃	㊦第20号の2	都道府県、農林水産省3部	〇		
		仮損害評価書（写）	〃	㊦第21号の2	〃	〇		
		仮損害評価書添付書（写）	〃	㊦第18号の2	都道府県、農林水産省	〇		
	共済金仮渡し結果の報告	共済金仮渡し結果の報告書			都道府県、農林水産省	〇		共済金の仮渡し を行ったとき

(注意)

1. 様式番号中「例」とあるのは、例として示したものでこれに準じて作成して差し支えない。また、様式番号に（ ）を付したものは、現地調査要領に定められている様式番号である。
2. 「提出先」欄に記されている提出先へ提出する書類の部数は、特に記していない限り1部とする。なお、（ ）内は提出先の内訳である。また、組合等が作成、提出する書類の部数については、その書類の提出が連合会出張所を経由する場合には、連合会用を2部とすること。
3. 書類及び電子データを提出する場合は、提出先それぞれに直接提出すること。
4. 電子データの提出は、都道府県に対しては提出の依頼があった場合のみ行うものとする。
5. 様式の右下に用紙の規格が記されている場合は、当該様式を印刷する際、その規格に基づいて印刷すること。
6. 電子データとは、各様式に係る畑作物共済システムによるデータである。